

## 公立大学法人滋賀県立大学私費外国人留学生授業料等減免取扱規程

平成 24 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 152 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、外国人留学生（公立大学法人滋賀県立大学外国人留学生規程第 6 条による選考結果に基づいて私費で入学する者のうち研究生、科目等履修生を除くもの。以下「私費外国人留学生」という。）にかかる、公立大学法人滋賀県立大学における授業料その他の料金に関する規程第 6 条の規定に基づく授業料および入学料（以下「授業料等」という。）の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(授業料減免の対象者)

第 2 条 私費外国人留学生のうち、所得および学業成績がそれぞれ別に定める一定の基準を満たす者に対して、授業料を減免することができる。ただし、次の各号に該当する者は減免することができない。

- (1) 減免を受けようとする年度の前年度までに、別に定める標準修得単位数以上を修得していない者
- (2) 本学に納入義務のある授業料について滞納をしている者
- (3) 学則による懲戒歴のある者
- (4) 休学中の者
- (5) 正規の修業年限を超えて在学している者

(授業料減免の額)

第 3 条 前条の規定により受けることのできる減免の額は、各納期ごとに納付すべき授業料の全部または一部とし、別に定める。

(授業料減免の手続)

第 4 条 授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書（様式第 1 号。以下本条において「申請書」という。）および申立書（様式第 2 号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項により受理した申請書についてその内容を審査し、減免の承認または不承認の決定を行い、その旨を本人に通知するものとする。

(授業料減免決定の取消し等)

第 5 条 授業料を減免された者が、減免を必要とする事情がなくなったときは、授業料減免事由消滅届（様式第 3 号）により速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による届け出があったとき、または減免決定後、減免を必要と

する事情が消滅したと認めるときは、当該減免決定を取り消すものとする。

- 3 理事長は、授業料の減免の申請内容について虚偽の事実が判明したときは、その減免決定を取り消すものとする。
- 4 前2項の規定により授業料の減免決定を取り消したときは、本人に通知するものとする。

(入学料減免の対象者)

第6条 私費外国人留学生として入学する者(県内に住所を有しないものに限る。)のうち、次の各号に該当するものは、入学料を減免することができる。

- (1) 入学料の納付が困難であること。
- (2) 入学試験の成績が優秀であること。
- (3) 本学の国際性を高める有益な人物であること。

(入学料減免の額)

第7条 前条の規定により受けることのできる減免の額は、学部および大学院の通常の課程のその他の者にかかる額から県内に住所を有する者にかかる額を減じた額とする。

(入学料減免の手続)

第8条 入学料の減免を受けようとする者は、入学料減免申請書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項により受理した入学料減免申請書についてその内容を審査し、減免の承認または不承認の決定を行い、その旨を本人に通知するものとする。

(入学料減免決定の取消し等)

第9条 理事長は、前条第1項に規定する入学料減免申請書の申請内容について虚偽の事実が判明したときは、前条第2項の減免決定を取り消すものとする。

- 2 前項の規定により入学料の減免決定を取り消したときは、本人に通知するものとする。

(委任)

第10条 この規程の実施に際し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者についてはなお従前の例による。